

お客様相談室便り 10月号

行政処分から3ヶ月。今、新たに生まれ変わる時！

ご迷惑をおかけすることがないように努めましょう。これからは、消費生活センターへの相談件数を減少させていかなければなりません。そのためには、まず■

コンプライアンスに則った活動

ツクスを信用していいので
頑張つてほしいという激励
のお声も、多くいただきま
した。お客様のお声に答え
るためにもサービスは今
生まれ変わらなければなり
ません。

今回の行政処分により多くの方々にご迷惑をおかけしました。叱責の声もいたただきました。また、サニ

相談内容の把握が正確な要件数です。

- ・センター訪問時
 - ・所属入電
 - ・お客様との面談中等

消費生活センターに相談していることが判明したら

この用紙を利用して、お客様相談室へ報告

《揭載場所》

インターネット



お客様相談室 のページ

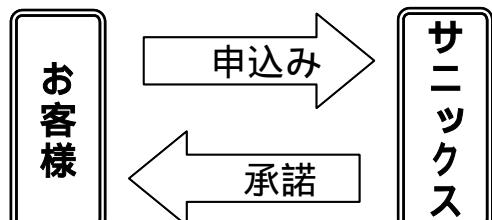


5、書類原紙

特商法正しく理解していますか

クーリング・オフ特集

【契約締結の図】



クーリング・オフとは…

契約者は、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば無条件で契約の解除ができる制度

クーリング・オフの受理

クーリング・オフ期間内に契約者がクーリング・オフを申し出たら、必ず受理しなければならない。
(同法第6条3項)

クーリング・オフとは……
上図 の申込みを撤回すること

* クーリング・オフ申し出後、再度契約を希望された場合でも必ず
クーリング・オフを受理し、新たに契約書を再交付しなければならない。
(再交付しない場合は、何年経ってもその契約は無効です)

平成18年度（上半期）クリーニング・オフに関するセンターへの相談52件

工事をしてもらったから、もうクリーニング・オフできないのだろうか。

担当者にクーリング・オフを申し出たが、きちんとクーリング・オフが成立しているのだろうか。

お客様への説明や申し出があった時の対応が不十分

不安・信用できない

サニックスではなく、消費生活センターへ相談する
契約時には、クリーリング・オフの説明を行い、
申し出があれば速やかに受理しましょう。